身体障害者旅客運賃割引基準

平成17年７月１日
首鉄運17第25号

改正　平成22年３月26日首鉄運営21第90号　平成27年３月25日首鉄運営26第293号
平成31年３月27日首鉄運旅30第184号　2019年９月13日首鉄運旅2019第84号
2021年３月８日首鉄運旅2020第113号　2026年９月28日首鉄運旅2026第41号

（適用範囲）

第１条　この基準は、身体障害者が、単独で又は介護者とともに、首都圏新都市鉄道株式会社の経営する鉄道（以下これを「当社線」という。）並びに連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車する場合に適用する。

（身体障害者）

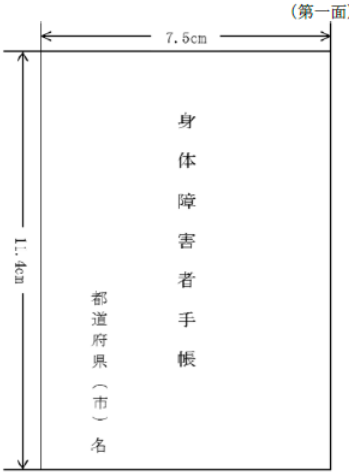
第２条　この基準において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当するものをいう。

（注１）身体障害者手帳の様式は、次のとおりである。

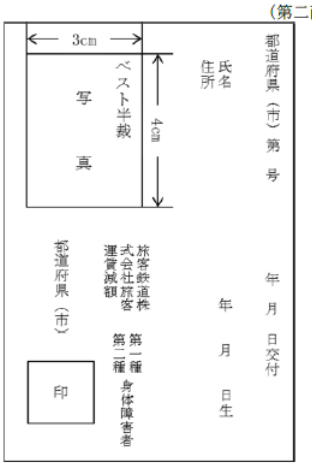
「身体障害者手帳の様式等について」（平成31年３月29日障発0329第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により示された様式

ア　紙様式（例）

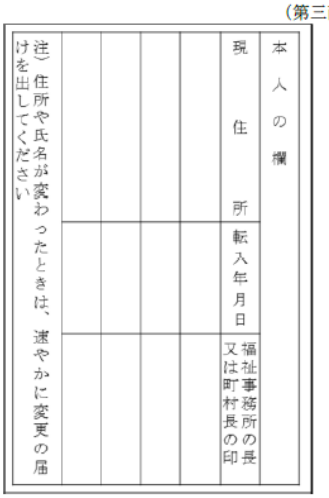
（第一面）



（第二面）

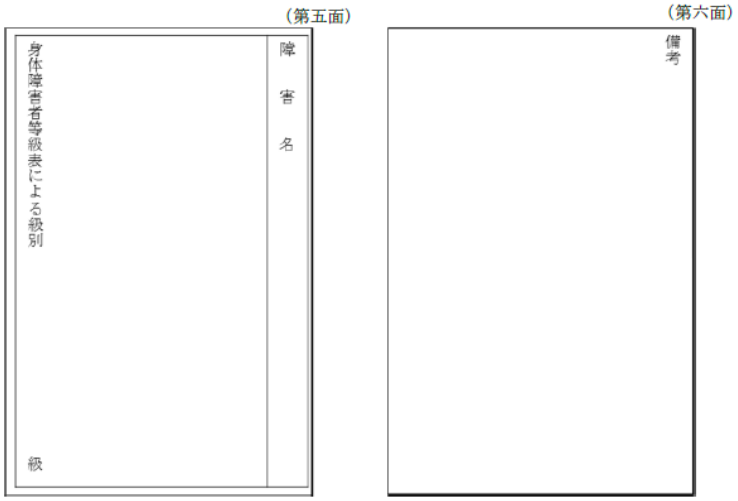


（第三面）



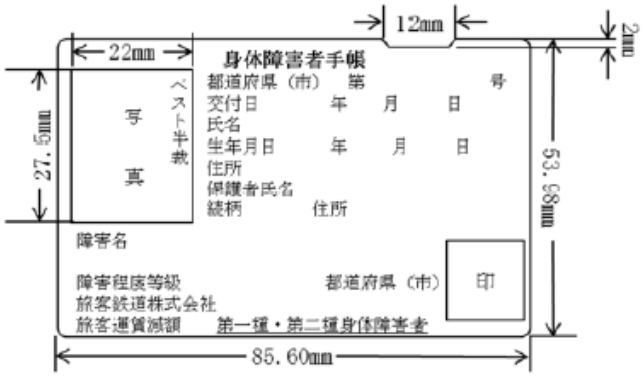
（第四面）





イ　カード様式

（表）



（裏）



（注２）「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和２年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知）によるものは、第７条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第10条に定める乗降の際及び乗車中の呈示に限り、注１に掲げる様式による身体障害者手帳に代わるものとすることができる。

２　前項の身体障害者を、別表に掲げる第１種身体障害者及び第２種身体障害者に分ける。

３　第１種身体障害者及び第２種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

（介護者）
第３条　身体障害者が、第１種身体障害者及び定期乗車券を使用する12歳未満の第２種身体障害者であるときは、身体障害者１人に対して、１人の介護者をつけることができる。
２　前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間及び有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

（割引乗車券の種類）
第４条　身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。
（１）　普通乗車券　第１種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第２種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。
（２）　定期乗車券　第１種身体障害者及び12歳未満の第２種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
（３）　回数乗車券　第１種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
２　介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する乗車券等と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第２項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。
（注）介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

（取扱区間）
第５条　身体障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。

（割引率）
第６条　身体障害者及び介護者に対する割引率は、５割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

（割引乗車券の購入申込み）
第７条　身体障害者が割引乗車券を購入する場合は、身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。

（介護者の同行）
第８条　第３条第２項に規定するところにより購入した乗車券は、身体障害者と、その介護者とが、同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

（割引乗車券の旅客運賃の払戻し）
第９条　第３条第２項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払戻しは、身体障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

（身体障害者手帳の携帯）
第10条　身体障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、身体障害者手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

（その他の取扱方）

第11条　前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

（乗車券の発行方等）

第12条　身体障害者が身体障害者手帳を呈示し、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、次の各号に定めるところにより発行するものとする。

（１）　第１種身体障害者又は第２種身体障害者が単独で乗車する場合は一般の例により処理するほか乗車券面に次の表示を行う。



（直径１㎝）

（２）　第１種身体障害者が介護者と共に乗車する場合及び12歳未満の第２種身体障害者が介護者と共に定期乗車券により乗車する場合は一般の例により処理するほか乗車券面に次の表示をする。

身体障害者に対する乗車券　

（直径１㎝）　障　５㎜

介護者に対する乗車券　

（直径１㎝）　介　５㎜

（３）　当社線に限って乗車する大人の身体障害者並びに介護者は、自動券売機により小児用普通乗車券を購入した場合は、身・障・介の表示を省略することができる。この場合、改札案内通路で入出場の際に障害者手帳を呈示するものとし、介護者が同行する場合は、同時に入出場しなければならない。

附　則

この基準は、平成17年７月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、2019年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この基準は、2021年3月13日から施行する。

附　則

この基準は、2026年10月１日から施行する。

別表（第２条関係）

身体障害者の範囲及び種別の区分

<table>
<tr><td colspan="3">等級及び割引種別
障害種別</td><td>第１種身体障害
（本人及び介護者）</td><td>第２種身体障害者
（本人）</td></tr>
<tr><td colspan="2">視覚障害</td><td></td><td>１級から３級及び４級の１</td><td>４級の２、４級の３、５級及び６級</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">聴覚又は平衡機能の障害</td><td>聴覚障害</td><td>２級及び３級</td><td>４級及び６級</td></tr>
<tr><td>平衡機能障害</td><td>――――――</td><td>３級及び５級</td></tr>
<tr><td colspan="2">音声機能、言語機能又そしゃく機能障害</td><td></td><td>――――――</td><td>３級及び４級</td></tr>
<tr><td rowspan="5">肢体不自由</td><td>上肢</td><td></td><td>１級、２級の１及び２級の２</td><td>２級の３、２級の４及び３級から６級</td></tr>
<tr><td>下肢</td><td></td><td>１級、２級及び３級の１</td><td>３級の２、３級の３及び４級から６級</td></tr>
<tr><td>体幹</td><td></td><td>１級から３級</td><td>５級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td>１級及び２級</td><td>３級から６級</td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>１級から３級</td><td>４級から６級</td></tr>
<tr><td rowspan="3">心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウィルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害</td><td>心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害</td><td></td><td>１級、３級及び４級</td><td>――――――</td></tr>
<tr><td>膀胱又は直腸機能障害</td><td></td><td>１級及び３級</td><td>４級</td></tr>
<tr><td>ヒト免疫不全ウィルスによる免疫又は肝臓の機能障害</td><td></td><td>１級から４級</td><td>――――――</td></tr>
<tr><td colspan="5">（注１）上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行基準別表第５号（2018年７月１日現在）によるものである。
（注２）上記左欄に掲げる障害を２つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第１種身体障害者欄に準ずるものも第１種身体障害者とする。</td></tr>
</table>